

吉野川市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～



平成28年1月

吉野川市通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年度に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「吉野川市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように計画的かつ継続的に通学路の安全確保を図っていきます。

2. 吉野川市通学路安全対策推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で審議し策定しました。

○国土交通省 四国地方整備局

徳島河川国道事務所 交通対策課

○徳島県 県土整備部 東部県土整備局

吉野川庁舎

○阿波吉野川警察署 交通課

○吉野川市 建設部 監理課

○吉野川市教育委員会 学校教育課

○吉野川市 総務部 総務課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクル及び年間のタイムスケジュール（別表1参照）に基づき繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検 (P l a n)

○合同点検の実施時期等

市内の小学校、中学校区ごとに3つのグループに分け(別表2参照)、3年に1回重点的に合同点検を実施します。また、合同点検実施校以外の学校から点検の要望が出された場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて合同点検を実施します。

○合同点検の体制

市内全域を、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (P l a n)

合同点検の結果などから明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道及び道路の整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策を必要箇所に応じて、各関係機関により具体的な実施対応策を検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関において調整を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全に通学できているのかを確認するため、対策を実施した各学校関係者への聞き取り調査を実施するなど、対策効果を検証します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策の充実に努めます。

4. 対策内容等の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市の公式ウェブサイトに本プログラムとともに公表します。

【別表1 タイムスケジュール】

時 期	内 容	担 当
4月～5月	通学路安全点検箇所報告の依頼 各学校における安全点検・対策実施箇所抽出	総務課・学校教育課 学校・保護者・地域
5月	合同点検依頼書の提出	学校
6月	合同点検実施箇所の決定・合同点検実施通知	総務課
7月～8月	合同点検実施	安全対策推進協議会
9月	安全対策推進協議会の開催（対策案の検討）	安全対策推進協議会
10月～	合同点検実施箇所への対策の実施	関係機関
2月～3月	通学路対策実施箇所と対策結果の公表	総務課・監理課・学校教育課

【別表2 グループ分け】

グループⅠ	鴨島町校区（9校）鴨島第一中学校・鴨島東中学校・牛島小学校・ 上浦小学校・森山小学校・知恵島小学校・鴨島小学校・飯尾敷地小学校 西麻植小学校
グループⅡ	川島町校区（3校）市立川島中学校・川島小学校・学島小学校
グループⅢ	山川町・美郷校区（6校）山川中学校・山瀬小学校・川田小学校 川田中小学校・川田西小学校・種野小学校（H30年度より高越小学校）